

## 令和6年度静岡県強度行動障害支援者養成研修等研修実施体制について

本県における4研修の実施体制は、以下のとおりです。

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- ・行動援護従業者養成研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）

※ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を修了することで算定できる加算要件や行動援護サービスにおける行動援護従業者養成研修（強度行動障害支援者養成研修）修了要件等については、障害福祉サービス報酬改定に関する厚生労働省の通知や自治体所管課へ照会してください。

### **強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）** ※加算に関係あり

静岡県では、平成26年度から「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を実施しています。修了者は、重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）も修了したこととなります。

なお、平成26年度までに静岡県行動援護従業者養成研修を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了したこととなります。

### **強度行動障害支援者養成研修（実践研修）** ※加算に関係あり

静岡県では、平成27年度から「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を実施しています。実践研修受講には、基礎研修修了が必須となります。修了者は、行動援護従業者養成研修も修了したこととなります。

なお、平成26年度までに静岡県行動援護従業者養成研修を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了したこととなります。

### **行動援護従業者養成研修** ※行動援護サービスにおける資格要件

静岡県では、平成18年度から「行動援護従業者養成研修」を開催してきましたが、カリキュラム改正により、平成27年度以降は「行動援護従業者養成研修」として研修は開催しません。平成27年度以降は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修を修了した方が行動援護従業者養成研修修了者となります。

なお、平成26年度までに静岡県行動援護従業者養成研修を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了したこととなります。

### **重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）**

静岡県では、「重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）」として研修を開催していません。強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した方が重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）修了者となります。